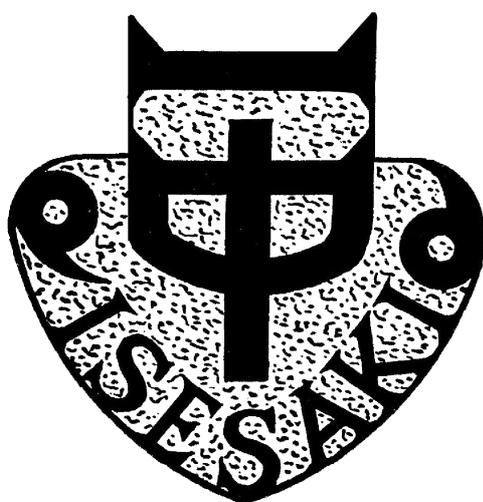


伊勢崎市立第一中学校

いじめ防止基本方針



伊勢崎市立第一中学校

I いじめに対する基本認識

いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。どの子どもにもどの学級にも起こり得るという基本認識のもと、学校や家庭、地域が一体となり、未然防止と早期発見・早期対応に、積極的に取り組むことが重要である。

学校は子どもたちにとって、楽しく学び生き生きと活動できる場でなければならない。子どもたち一人一人が大切にされ、自分の存在感や自己実現の喜びを実感できるような学校でなければならない。学校にはいじめの問題の解決について大きな責任がある。よって第一中学校は、「いじめを絶対に許さない学校」であらねばならない。

いじめ問題への取組にあたり、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。とりわけ、「支持的風土に満ちた温かい学級経営」が、いじめの未然防止に密接にかかわっている。すべての教職員が日々の教育活動の中で、いじめ防止に向けた取組を着実に進めていくことが重要である。

- (1) いじめ防止等の対策により、生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県、市教委、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

1 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（第二条）】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成18年度 文部科学省「生徒生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】

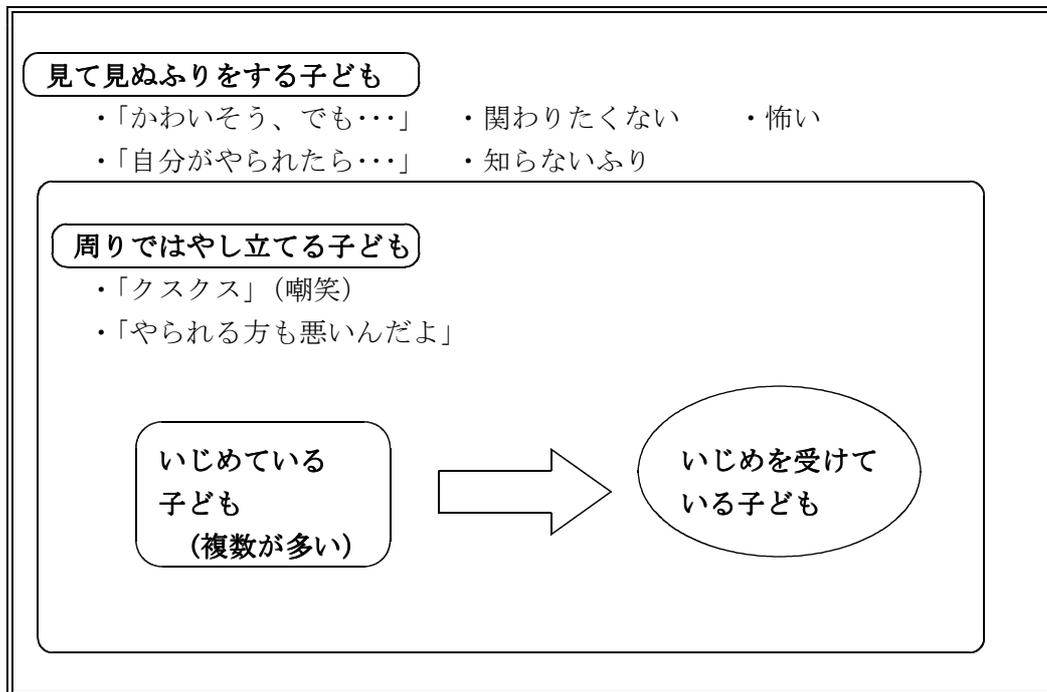
いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

2 いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

3 いじめの構造

いじめは、周囲ではやし立てたり、見て見ぬふりしたり、一見、仲が良さそうに見えたりと、大人の中から見えにくい構造になっている。



< 注意点 >

- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。いじめられる側に責めを負わせることがあってはならない。問題はいじめる側にあり、観衆や傍観者の立場にいる子どもたちがいじめを助長している。
- ・いじめは、家庭教育のあり方に大きなかわりをもっている。

4 いじめ防止のための基本姿勢

- (1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) いじめられた生徒の心や体に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- (3) 生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) 生徒が自発的・自主的にいじめを考え、改善に向けた活動を進められるよう、生徒が主体となって活動する場を設定する。
- (5) いじめの未然防止・早期発見のために様々な手段を講じる。
- (6) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、関係機関等と連携し解決にあたる。
- (7) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

II いじめ防止に向けた取組について

1 いじめの未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

(1) いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- ① 「第一中学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長自身が講話を行い、温かい人間関係を基盤とした学校生活を学校全体で創りあげていくことを宣言する。
- ② 生徒会本部役員を中核とした生徒主体の「いじめ防止」に係る活動を推進する。
各学級で「いじめ防止」に向けて自分たちにできることを話し合い、生徒の実践的な活動に結びつける。また、第一中学校区「いじめ防止会議」での話し合いを学校に反映させ、活動を深化発展させる。
- ③ 道徳の時間を中心に教育活動全体で「自他を大切にする」「命を大切にする」指導を充実させる。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。
- ④ 担任は、生徒に受容的、共感的に接し、一人一人のよさが発揮され互いに認め合える学級経営に努める。学級のルールや規範、正しい言葉遣いがきちんと守られる指導を行う。生徒の実態を、質問紙調査や日常の観察、欠席・遅刻状況等で把握する。

(2) 生徒一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ① 生徒一人一人が活躍できる学習活動の充実
「楽しい授業」「よく分かる授業」を通して、生徒一人一人が活躍し学び合える学習環境をつくる。生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力などの能力を育成し、確かな学力の向上に努める。
また、生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる共感的理解と支持的風土を基盤とした学年・学級経営を推進し、基本的生活習慣の定着と好ましい人間関係の醸成に努める。
- ② 生徒の主体的な活動への支援
「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。
 - ・生徒集会の運営等、生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・生徒が主体的に取り組める学習活動の工夫
 - ・「学習・生活の記録」による自律的な生活の支援
- ③ 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動
学級活動等の時間を活用し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、いろいろな友だちがいる学級の中に自分が存在することを実感させる。さらに、友だちとの関わり合いを通して自尊感情と信頼感が生まれ、明るく楽しい学校生活を送ることができることに気付かせる。
構成的グループエンタウンターやソーシャルスキルトレーニング等の人間関係づくりのためのエクササイズを通して、人との関わり方を身に付けさせる。
- ④ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成
年間指導計画において、表現力、思考力、判断力を育成する項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。
- ⑤ 人とつながる喜びを味わう体験活動
友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、各教科、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動を推進する。

2 いじめの早期発見のための手立て

いじめは、大人の目に届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

(1) 日々の観察

- 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けておく。

(2) 観察の視点と対応

- 学級内の人間関係やグループ形成を注意深く把握し、言動や力関係に着目し、気になる言動については、適切に対応する。
- 「遅刻・欠席が増える」「グループ活動で一人になっている」「机を離されている」「元気がない」「学習意欲が下がっている」「担任のそばにすることが多い」「服や靴が汚れている」「持ち物が隠される」等、様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には、学年会や生徒指導部会の場で気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を観察し、見守る。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけ生徒に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「いじめ防止推進委員会」や教育相談活動で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(3) いじめ実態調査アンケート

- いじめに関するアンケートを月1回行い、生徒の悩みや人間関係を把握して、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- 「いじめ発見チェックシート」を利用した学級担任による実態把握や、保護者向けのアンケートにより、保護者とも連携した実態把握を行う。
- 4月と11月に行うC&Sテストを活用するなど、学級の人間関係を的確に把握するよう努める。
- 年2回実施する「学校評価・生徒向け」の結果から、学校生活の満足度等を把握する。

(4) 相談しやすい環境づくり

- 本人からの訴え
 - ・心身の安全を保証する（日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と教師の姿勢を伝えるとともに、態度で示す）。
 - ・事実関係や気持ちに傾聴する。
- 周りの生徒からの訴え
 - ・「よく言ってきたね。」とその勇氣ある行動をたたえ、情報の発信源は絶対に明かさないうことを伝え、安心感を与える。
 - ・いじめを伝えたことにより、その生徒への新たないじめが発生することを防ぐため、他の生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 保護者からの訴え
 - ・我が子のいじめに気付いたときに、ためらうことなく学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。
 - ・問題が起きてない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスであり、日頃から生徒のよいところ、気になるところ等の学校の様子を伝えておく。

Ⅲ いじめへの対処に関する方針について

1 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。

具体的には、情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。また、重大な事案については、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ① いじめ情報のキャッチ
- ↓
- ② 正確な実態把握（事実確認と情報の共有）
- ↓
- ③ 指導体制・方針の決定
- ↓
- ④ 生徒への指導・支援とともに、保護者との連携
- ↓
- ⑤ 今後の対応の共有
- ↓
- ⑥ 重大な事案の場合は、教育委員会に報告するとともに、警察へ通報する。
また、「第一中学校いじめ問題調査委員会」を招集する。

(2) いじめ発見時の緊急対応（いじめられている生徒を守り通す）

- いじめられている生徒に対して
 - ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで生徒の心の安定を図る。
 - ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・ 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
 - ・ 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
 - ・ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや教育相談員、教育相談担当教諭、養護教諭と連携をとりながら、指導支援を行っていく。
- いじめられている生徒の保護者に対して
 - ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
 - ・ 学校の方針を伝え、今後の対応について理解を求める。
 - ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
 - ・ 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
 - ・ 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

- いじめている生徒に対して
 - ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
 - ・ 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
 - ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- いじめている生徒の保護者に対して
 - ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ・ 生徒の変容を図るために、親としての今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

- 周りの生徒に対して
 - ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの「傍観者」からいじめを抑止する「仲裁者」への転換を促す。
 - ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級、学校全体に示す。
 - ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
 - ・ いじめに気付いて訴える行為は、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

- 継続した指導
 - ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行っていく。
 - ・ 教育相談、「学習・生活の記録」等で積極的にかかわり、その後の状況の把握に努める。
 - ・ いじめられた生徒のよさを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信をもたせる。
 - ・ いじめられた生徒・いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
 - ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくり、学校づくりへの取組を強化する。
- 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - ・ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

2 いじめ問題に取り組むための組織

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止等（防止、早期発見、対処等）の対策のために、以下の組織を置く。

(1) 学校内の組織

① 「生徒指導部会」

週1回、生徒指導全般について協議するとともに、問題傾向を有する生徒の現状や指導についての情報交換及び共通行動（指導・支援）について話し合う。

いじめの対応は、生徒指導部会が中心となって行うものとし、構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当とする。

② 「いじめ防止推進委員会」

いじめ防止に関する対策を実効的に行うため、いじめ防止推進委員会を設置する。

「いじめ防止」に関する諸資料の提示・解説を通して、教職員への啓発を行う。

また、「第一中学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ発生時における対応マニュアル」「いじめ発見チェックシート」等を作成する。「いじめアンケート」の結果を分析し、実態把握に基づいた「いじめの未然防止」の指導及び指導体制について点検評価を行う。

構成員は、原則として生徒指導部会の構成員とし、状況に応じて教育相談担当教諭、養護教諭等を加える。

③ 「いじめ対策委員会」

いじめの対応は生徒指導部会が中心となって行うが、状況に応じて「いじめ対策委員会」を開催する。

いじめ問題解決に向け、実効的な取組を行う組織で、いじめ情報の迅速な共有、事実関係の聴取、対応方針の決定、保護者対応等を組織的に進める。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、当該学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

○ 「第一中学校いじめ問題調査委員会」

重大ないじめ問題が発生した時に、早期解決及び全体的な指導体制を進めるための外部組織として、「第一中学校いじめ問題調査委員会」を設置する。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、当該学級担任、当該学年主任、学校評議員代表、PTA会長、主任児童委員、スクールカウンセラー、児童相談所関係職員等である。

校長は、市教育委員会に報告し、方針を共有した後、「第一中学校いじめ問題調査委員会」の開催を各委員に依頼する。

○ 平成26年 2月27日 策定

○ 平成27年 4月 7日 改訂